

# 福岡県公報

令和2年8月18日  
第128号

## 目次

### 告示 (657号-662号)

- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ..... 1
  - 解除予定保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) ..... 2
  - 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) ..... 2
  - 福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (会計管理局会計課) ..... 2
  - 福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (会計管理局会計課) ..... 2
  - 福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (会計管理局会計課) ..... 3
- ### 公 告
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 3
  - 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 4
  - 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 5
  - 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 5
  - 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 5

- 都市計画の案に係る公聴会の開催 (都市計画課) ..... 5
- 都市計画の案に係る公聴会の開催 (都市計画課) ..... 6
- 県営土地改良事業計画の変更決定 (農村森林整備課) ..... 7
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ..... 7
- 土地改良区の清算人の退任 (農村森林整備課) ..... 7
- 行政書士に対する懲戒処分 (市町村支援課) ..... 7
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) ..... 8
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 8
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 8

### 公安委員会

- 福岡県公安委員会関係福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例  
施行規則の一部を改正する規則 (警察本部交通企画課) ..... 8
- 意見募集の結果の公示 (警察本部交通企画課) ..... 11

### 海区漁業調整委員会

- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (漁業管理課) ..... 11
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (漁業管理課) ..... 11

### 再 掲

- 福岡県工業技術センター等使用料及び手数料条例第5条の知事が定める場合等について (中小企業技術振興課) ..... 12

## 告 示

### 福岡県告示第657号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年8月18日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 解除予定保安林の所在場所  
八女市矢部村北矢部字開11の3、15の2、17の2、字尾ノ崎485の2、486の2、488の3、488の4、字スタ坂522の3

2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

3 解除の理由  
道路用地とするため

**福岡県告示第658号**

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年8月18日

福岡県知事 小川 洋

1 解除予定保安林の所在場所  
糸島市志摩岐志字岸ノ下1193の6

2 保安林として指定された目的  
風害の防備

3 解除の理由  
道路用地とするため

**福岡県告示第659号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成29年3月福岡県告示第270号北九州広域都市計画下水道事業北九州公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年8月18日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称  
北九州市

2 都市計画事業の種類及び名称  
北九州広域都市計画下水道事業北九州公共下水道

3 事業施行期間

昭和32年9月6日から令和6年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成29年3月福岡県告示第270号の事業地に次の区域を加える。

北九州市小倉南区長野本町2丁目、長野本町3丁目、長野本町4丁目、津田1丁目、津田南町、長野東町及び大字長野の一部

(2) 使用の部分

変更なし

**福岡県告示第660号**

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

令和2年8月18日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	174	飯塚市新立岩8番1号 福岡県飯塚県土整備事務所建築指導課内 飯塚建築士会 会長 清水修治	飯塚市新立岩8番1号 福岡県飯塚県土整備事務所建築指導課内	令和2年6月26日
旧		飯塚市新立岩8番1号 福岡県飯塚県土整備事務所建築指導課内 飯塚建築士会 会長 松尾年勝		

**福岡県告示第661号**

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

令和2年8月18日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日

新	176	福岡市南区塩原二丁目3-1 南警察署内 福岡南交通安全協会 会長 西村松次	福岡市南区塩原二丁目3-1 南警察署内	令和2年6月25日
旧		福岡市南区塩原二丁目3-1 南警察署内 福岡南交通安全協会 会長 佐藤尚文		

**福岡県告示第662号**

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

令和2年8月18日

福岡県知事 小 川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	534	朝倉市中原167-1 レジデンス絆103号 竹田理恵	朝倉市甘木2014-1 福岡県朝倉総合庁舎内 売店	令和2年5月29日
旧		朝倉市柿原827-11 竹田理恵		

**公 告**

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年8月18日

福岡県知事 小 川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 （仮称）H I ヒロセスーパーコンボ小郡店
- (2) 所在地 小郡市津古1111-1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項
  - ・なし
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等
  - ・なし
- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
  - ・発砲スチロール容器・トレー容器のリサイクル回収場所の設置をお願いしたい。
  - ・古紙再生品（七夕ロール等）の販売をお願いしたい。
  - ・小郡市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の趣旨に則り、廃棄物の適正処理及び減量に取り組み、リサイクル可能なものはリサイクルすること。
- (4) 騒音の発生に係る事項
  - ・室外機、荷捌作業、駐車場の騒音に留意し、苦情が発生した場合は誠実に対処すること。その他、近隣住民により環境公害に関する苦情が発生した場合にも迅速に対処すること。
- (5) 廃棄物に係る事項等
  - ・家庭系一般廃棄物とは別に、事業系廃棄物として適正な処理を行うこと。
  - ・ごみ収集作業の支障となる場所に車両等の障害物を放置しないこと。
  - ・ごみ集積場所及びその周辺を清潔に保つこと。
  - ・ごみ収集に起因し生ずる利害関係者との紛争は、すべて事業主において解決すること。
- (6) 街並みづくり等への配慮等
  - ・なし
- (7) 防災・防犯対策への協力
  - ・なし
- (8) その他
  - ・なし

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年8月18日

福岡県知事 小川 洋

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) SVH福岡東店

(2) 所在地 糟屋郡志免町別府北二丁目7番1 外

## 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

・付近の歩行者、車両の増加が想定されるため、交通安全対策を行うこと。

・25ページから28ページに廃棄物に関する記載があるが、運搬方法及び処理方法について、産業廃棄物の記載がないのは何故か。

特に金属、ガラス、プラスチック製廃棄物については、業種指定がない産業廃棄物となり、従業員が個人消費したもの以外は、いかなる業種の事業場から排出しても産業廃棄物となると考える。

よってその場合は、廃棄物の収集運搬及び処理については、志免町の許可業者、処理施設を使用することができないので、廃棄物の件に関して、生活安全課と十分協議を行い適正に処理を行うこと。

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年8月18日

福岡県知事 小川 洋

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ドラッグストアモリ水巻店

(2) 所在地 遠賀郡水巻町吉田西三丁目1829番1 外

## 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

## (1) 騒音の発生に係る事項

騒音規制法・振動規制法の特設施設に該当する施設を設置する場合は町に届け出をお願いします。また、資材の搬出入や、食品の加工等に起因する騒音、振動、悪臭等で近隣住民の生活環境を害することが無いようお願いします。

## (2) 廃棄物に係る事項等

店舗から排出される事業系一般廃棄物に関して、事前に遠賀・中間地域広域行政事務組合に連絡を行い、組合から紹介のあった地域の担当収集業者と、ごみ集積場所やごみ収集車の経路等の調整をお願いします。

## (3) その他

ア 当町や地域住民、関係団体と相互に連携し、地元商工会への加入、町内で行われるイベントへの協力、地域経済団体等の活動や地域の美観・景観等生活環境推進への協力をお願いします。

イ 店舗開設にあたり、時期や内容等を地域住民に十分周知するようお願いします。

ウ 開店後に、周辺地域の生活環境に影響を及ぼす可能性がある場合は、適切な対策について当町、地域住民等と誠意をもって協議・対応されるようお願いします。

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留

米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年8月18日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス北野店  
(2) 所在地 久留米市北野町高良字藪ノ上1469-3 ほか5筆

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年8月18日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ダイレックス久留米国分店  
(2) 所在地 久留米市国分町1327番1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年8月18日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ニトリ福岡空港店  
(2) 所在地 糟屋郡志免町別府北三丁目580番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年8月18日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 イオンモール筑紫野  
(2) 所在地 筑紫野市大字立明寺434-1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則(昭和45年福岡県規則第43号)第3条第1項の規定により次のように公告する。

令和2年8月18日

福岡県知事 小川 洋

1 変更しようとする都市計画の種類

筑後中央広域都市計画道路3・5・22-10号豊福下辺春線

## 2 開催の日時及び場所

### (1) 日時

令和2年9月11日 午後7時00分から午後9時00分まで

### (2) 場所

おりなす八女 ハーモニーホール（八女市本町602番1号）

## 3 都市計画の案の概要及び閲覧

### (1) 筑後中央広域都市計画道路の変更の案の概要

路線名	位置	区域（延長）
3・5・22-10号豊福下辺春線	起点 八女市豊福字蓮輪 終点 八女市立花町下辺春字三ノ瀬 主な経過地 八女市本字鹿子島、八女市立花町谷川字柳場	約6,310メートル

### (2) 閲覧

令和2年8月18日から同年9月1日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び八女市建設経済部建設課において、公衆の閲覧に供する。

## 4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を令和2年9月1日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

## 5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

## 6 その他

### (1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

### (2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は

、開催情報について事前に県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

### (3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

## 公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

令和2年8月18日

福岡県知事 小川 洋

## 1 変更しようとする都市計画の種類

筑後中央広域都市計画道路3・5・28-1号日吉水原線

## 2 開催の日時及び場所

### (1) 日時

令和2年9月10日 午後7時00分から午後9時00分まで

### (2) 場所

はなやぎの里 3階多目的ホール（八女郡広川町大字新代2165番地1）

## 3 都市計画の案の概要及び閲覧

### (1) 筑後中央広域都市計画道路の変更の案の概要

路線名	位置	区域（延長）
3・5・28-1号日吉水原線	起点 広川町大字日吉字道免 終点 広川町大字水原字上尻切 主な経過地 広川町大字長延字中久宮津、広川町大字吉常字三反田	約3,660メートル

### (2) 閲覧

令和2年8月18日から同年9月1日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び広川町建設課において、公衆の閲覧に供する。

## 4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を令和2年9月1日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

#### 5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

#### 6 その他

##### (1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

##### (2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

##### (3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

#### 公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和2年8月18日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営辻垣・道場寺・高瀬地区土地改良（区画整理）事業変更計画書の写し	令和2年8月18日から 令和2年9月15日まで	行橋市役所

#### 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により北九州市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部公園街路課において公衆の縦覧に供する。

令和2年8月18日

福岡県知事 小川 洋

北九州広域都市計画公園の変更（令和2年7月16日北九州市告示第315号）

#### 公告

解散した清算法人 宮崎土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法18条第18項の規定により次のように公告する。

令和2年8月18日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
松尾 博	大牟田市大字吉野665番地
中川原 隆	大牟田市大字宮崎370番地1
吉田 錦策	みやま市高田町濃施428番地
徳永 順一	大牟田市大字宮崎1793番地2
江頭 敬二	大牟田市大字吉野387番地1
猿渡 義達	大牟田市大字宮崎528番地
濱口 敏光	大牟田市大字宮崎143番地2

#### 公告

行政書士法（昭和26年法律第4号）第14条第2号の規定に基づき、令和2年8月6日付けで、次のとおり行政書士に対する処分をしたので、同法第14条の5の規定により、公告する。

令和2年8月18日

福岡県知事 小川 洋

登録番号	事務所の所在地及び氏名	処分内容
10400873	福津市日蒔野一丁目2番地6 -1101号室 松本 勝	1月間の業務の停止 (令和2年8月15日から令和2年 9月14日まで)

#### 公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年8月18日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
本河内土地改良区	令和2年8月5日

#### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年8月18日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称  
小郡市小郡字中築地390番1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
小郡市小坂井327番1

田中 守

#### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年8月18日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称  
福津市福間南一丁目1056番1及び1056番12から1056番17まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
山口県下関市一の宮住吉二丁目11番17号  
株式会社エミアス  
代表取締役 高木 道之

### 公安委員会

#### 福岡県公安委員会規則第12号

福岡県公安委員会関係福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和2年8月18日

福岡県公安委員会

福岡県公安委員会関係福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県公安委員会関係福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例施行規則（平成24年福岡県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「違反者（条例第8条第1項に規定する違反者をいう。以下同じ。）」を「違反者等」に改め、同条第1号中「違反者」を「違反者等」に改め、同条第2号中「違反者」を「違反者等」に改め、「、場所その他当該違反行為となるべき事実」を削る。

第3条第1項中「第16条第2項」を「第16条第3項」に、「道路交通法違反通知書（様式第1号）」を「違反者の飲酒運転が、通勤又は通学の途上であったときは道路交通

法違反通知書（通勤・通学中）（様式第1号）を、通勤又は通学の途上以外であったときは道路交通法違反通知書（通勤・通学中以外）（様式第1号の2）」に改め、同条第2項中「第16条第2項」を「第16条第3項」に改める。

様式第1号中「道路交通法違反通知書」を「道路交通法違反通知書（通勤・通学中）」に、「第16条第2項」を「第16条第3項」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第1号の2 (第3条関係)

道路交通法違反通知書 (通勤・通学中以外)

第 号  
年 月 日

殿

福岡県公安委員会 印

下記の道路交通法違反は、貴事業所に通勤又は通学する者が、通勤又は通学の途上以外になされたものであると認められるので、福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例（平成24年福岡県条例第1号）第16条第3項の規定により、通知します。

記

違反内容	違反の種別	
	日時	
	場所	
備考		
取扱所属		

(A4)

附 則

この規則は、福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例の一部を改正する条例（令和2年福岡県条例第30号）の施行の日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、令和2年8月25日から施行する。

福岡県公安委員会告示第182号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、福岡県公安委員会関係福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）について、令和2年6月26日から同年7月25日までの間、意見公募手続を実施したので、同条例第41条第1項の規定に基づき、その結果を告示する。

令和2年8月18日

福岡県公安委員会

1 規則の題名

福岡県公安委員会関係福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和2年福岡県公安委員会規則第12号）

2 規則の公布の日

令和2年8月18日

3 意見公募手続の結果

意見は提出されなかったため、原案のとおり規則を制定することとした。

4 関連資料

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部交通企画課に備え置く。

海区漁業調整委員会

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで海区漁業調整委員会事務局の設置等に関する規則の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>

）に掲載するほか、福岡県農林水産部水産局漁業管理課に備え置きます。

令和2年8月18日

福岡県連合海区漁業調整委員会会長 本田 清一郎

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 内場 澄夫

福岡県豊前海区漁業調整委員会会長 高松 三男

1 意見を募集しなかった理由

漁業法（昭和24年法律第267号）の一部改正に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 施行日

令和2年12月1日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県海区漁業調整委員会公聴会規程の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県農林水産部水産局漁業管理課に備え置きます。

令和2年8月18日

福岡県連合海区漁業調整委員会会長 本田 清一郎

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 内場 澄夫

福岡県豊前海区漁業調整委員会会長 高松 三男

1 意見を募集しなかった理由

漁業法（昭和24年法律第267号）の一部改正に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 施行日

令和2年12月1日

**再 掲**

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

**福岡県告示第643号の3**

福岡県工業技術センター等使用料及び手数料条例（昭和23年福岡県条例第8号。以下「条例」という。）第5条に規定する知事が定める場合及びその場合における減額又は免除の額について、次のとおり定め、令和2年7月3日から令和4年7月29日までの間の申請について適用する。

なお、この告示により条例第5条の適用を受けることのできる者が、令和2年7月3日からこの告示の日までの間に納付した使用料又は手数料については、条例第4条ただし書により知事が特に認めたものとしてこれを還付することができる。

令和2年8月6日

福岡県知事 小 川 洋

**1 条例により知事が定める場合**

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（県内に主たる営業所を有する者に限る。）又は中小企業等協同組合法第3条第1項に規定する中小企業等協同組合（県内に主たる事務所を有する者に限る。）について、令和二年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和2年政令第223号）第1条において特定非常災害として指定された令和二年七月豪雨による災害により被害を受け、企業活動に支障が生じている場合

**2 1の場合における減額又は免除の額**

使用料又は手数料の額の全額